

長浜病院訪問看護ステーション介護保険サービス運営規程

平成28年4月1日病院事業管理規程第13号  
改正

平成30年4月1日病院事業管理規程第19号  
令和元年9月30日病院事業管理規程第13号  
令和2年4月1日病院事業管理規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号。以下「条例」という。）第3条第4項の規定に基づき市立長浜病院が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が、疾病又は負傷等により居宅において継続して療養が必要な状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、指定訪問看護および指定介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護」という。）を提供するため必要な事項を定める。

(名称及び所在地)

第2条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	位 置
長浜病院訪問看護ステーション	長浜市大戌亥町313番地

(職員及び職務内容)

第3条 ステーションに次の職員を置く。

- (1) 管理者（ステーション所長） 1人
- (2) 看護職員 5人以上
- (3) 理学療法士等 1人以上
- (4) 事務職員 1人以上

2 管理者は、保健師又は看護師の資格並びに訪問看護に必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

3 管理者は、市立長浜病院長（以下「院長」という。）の命を受けて所管の事務を掌握し、所属職員を指揮監督するとともに、設備、備品等の衛生管理に努めなければならない。

4 管理者は、ステーションの管理に支障が無い範囲で、ステーションの他の職務を兼ねることができるものとする。

5 看護職員は、管理者の命を受け、訪問看護業務に従事する。

6 事務職員は、管理者の命を受け、所定の業務に従事する。

(開所日及び開所時間)

第4条 ステーションの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、院長が特に必要と認めるときは、開所日以外の日又は開所時間以外の時間に訪問看護を実施することができる。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

(2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
(事業の実施地域)

第5条 ステーションの通常の事業の実施地域は、長浜市内とする。  
(運営方針)

第6条 事業の実施に当たっては、行政機関並びに医療機関及び介護・福祉サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 ステーションは、指定居宅サービスとしての訪問看護を実施するにあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、要介護状態の軽減又は悪化の防止となるよう療養生活を支援するものとする。

3 ステーションは、介護予防サービスとしての訪問看護を実施するにあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者の生活機能の維持向上を図るとともに、要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 ステーションが行う訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察及び管理
- (2) 清潔の管理及び援助
- (3) 褥瘡（床ずれ）の予防及び処置
- (4) カテーテル等の管理
- (5) リハビリテーションの実施に関すること
- (6) 食事（栄養）の管理及び援助
- (7) 排泄の管理及び援助
- (8) 終末期の援助
- (9) 家族その他の介護者への療養指導及び相談業務
- (10) その他主治医の指示に基づき行う業務

(訪問看護の申込み等)

第8条 訪問看護を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、主治医と相談のうえ、ステーションに申し出るものとし、重要事項説明書による訪問看護の内容、その他必要な事項についての説明に同意したうえで、利用契約書をもってステーションと契約するものとする。

2 管理者は、利用希望者又はその家族からステーションに直接申込みがあったときは、利用希望者の主治医の指示に基づき訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整を行うものとする。

(訪問看護の提供方法)

第9条 ステーションは、主治医が発行する訪問看護指示書及び介護支援専門員が作成する居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書に基づき、保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）が作成する訪問看護計画書により訪問看護を行うものとする。

2 ステーションは、訪問看護の開始にあたっては、利用者の病歴、病状及び介護の状況等を把握して記録するとともに、看護師等が作成した訪問看護計画書について利用者又はその家族に説明後、主治医へ提出するものとする。

3 ステーションは、訪問看護の実施にあたっては、訪問看護の内容及び利用者の心身の状況等について訪問看護記録書にその都度記録するとともに、訪問看護報告書を作成し、定期的に主治医へ提出するものとする。

(訪問看護の終了)

第10条 利用者は、訪問看護を終了する場合は、その旨を記載した文書をステーションに提出するものとする。

2 ステーションは、やむを得ない事情がある場合は、訪問看護を終了することができるものとする。この場合において、ステーションは、利用者又はその家族に文書で通知するものとする。

3 利用者又はステーションは、次の各号に掲げる場合は、第1項又は第2項の手続きを省略して終了することができるものとする。

(1) 利用者の要介護認定区分が非該当となった場合

(2) 利用者が死亡した場合

(3) 利用者が介護保険施設等に入所（短期入所を除く。）した場合

4 ステーションは、訪問看護を終了するときは、主治医に報告するとともに、利用者又はその家族に訪問看護を終了する理由等を十分に説明するものとし、併せて訪問看護の終了後における在宅療養の注意点等について、必要な指導を行うものとする。

(主治医との連携)

第11条 ステーションは、利用者の心身の状態及び訪問看護の実施状況を定期的に主治医へ報告するとともに、訪問看護の継続の要否を相談するものとする。ただし、利用者の心身の状態に著しい変化があった場合は、速やかに相談するものとする。

(緊急時の対応)

第12条 看護職員は、サービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。この場合において、主治医への連絡が困難なときは、救急搬送等の必要な処置を行うものとする。

2 看護職員は、前項に規定する処置を行ったときは、速やかに利用者の家族及び関係機関へ連絡するとともに、管理者にその内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 ステーションは、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業所及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、前項の事故により利用者に賠償すべき損害が生じた場合は、所定の手続きを行い、損害賠償を行うものとする。

(人権への配慮等)

第14条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、所属職員に対して研修の機会を確保するものとする。

2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第15条 ステーションは、非常災害が発生した場合においても訪問看護事業が継続でき

るよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力体制の構築に努めるものとする。

(利用料の額)

第16条 訪問看護に係る利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。

2 条例別表第2（介護保険法による訪問看護事業に限る。）に規定する病院事業管理規程で定める額は、次のとおりとする。

(1) 通常の事業の実施地域を超えて行った訪問看護の交通費 通常の事業の実施地域を超えた距離1キロメートル（当該距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを1キロメートルとする。）につき50円を乗じて得た額

(2) 死後処置料 1回につき11,000円

(3) 訪問看護利用料支払証明書 1通につき1,100円

(利用者負担金の額)

第17条 訪問看護に係る利用者負担金（法定代理受領サービスに該当する場合に限る。）の額は、前条第1項に規定する額から介護保険法により支給される居宅サービス費又は介護予防サービス費を控除して得た額に、前条第2項の額を加えて得た額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用者負担金の額は、前条第1項に規定する額に、前条第2項の額を加えて得た額とする。この場合において、ステーションは、サービス提供証明書を利用者に発行するものとする。

(利用者負担金の納入)

第18条 ステーションは、納入通知書（請求書）により利用者負担金の請求を行い、納入期限までに利用者から支払いを受けるものとする。

(訪問看護従事者証)

第19条 看護職員は、訪問看護従事者証（様式第1号）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密保持)

第20条 ステーションの職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意をあらかじめ文書により得ておかねばならない。

(苦情への対応)

第21条 ステーションは、提供した訪問看護に関する苦情に対応するため、苦情相談窓口を設置し、迅速かつ適切に必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日までに、長浜市病院事業訪問看護ステーション運営規程（平成22年病院事業管理規程第31号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、

この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年4月1日病院事業管理規程第19号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日病院事業管理規程第13号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日病院事業管理規程第9号）

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第19条関係）

訪問看護従事者証  
(表)

6 cm

9 cm

	契 印
	訪問看護従事者証
所属	長浜病院 訪問看護ステーション
氏名	年 月 日生
	写真 契印
	年 月 日発行
	市立長浜病院長 印

(裏)

<p>遵 守 事 項</p> <p>1 この証は、訪問看護を行う場合に、必ず携行しなければならない。</p> <p>2 この証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 この証は、身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。</p>
--